

損害調査結果の提供及び利用等に関する協定書

米沢市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、乙の損害調査結果の提供及び利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙の損害調査結果の提供及び利用に関する必要な事項を定め、甲と乙が相互に協力し、自然災害により生活基盤に被害を受けた住民（市外在住で米沢市内に住家を所有する者を含み、以下同様とする。）の生活の早期再建に資することを目的する。

（対象とする自然災害）

第2条 本協定が対象とする自然災害は、豪雨等による水害とする。ただし、甲と乙が協議し、合意が得られた場合には、その他の自然災害も対象とすることができる。

（損害調査結果の提供及び利用）

第3条 乙は甲に対し、自然災害による甲の住民の被害に関する以下の各号に定める事項（以下「本調査結果」という。）を提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。

- （1）住民から提供を受けたデータ及び情報
 - （2）乙が行った被害調査に関するデータ及び情報
 - （3）その他甲と乙が合意した事項
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、住民から本調査結果の提供について承諾を得られない場合には、甲に対して本調査結果を提供する義務を負わないものとする。
- 3 甲は、乙の事前の同意がない限り、乙から提供された本調査結果を被災者支援（以下「本目的」という。）にのみ利用できるものとし、他の目的のために利用しないものとする。
- 4 甲は乙に対し、乙から甲への本調査結果の提供に関する対価の支払いを要しないものとする。本調査結果の提供及び利用に関して生じた費用は、各自が負担するものとする。

（法令の遵守）

第4条 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令を遵守するものとする。

2 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令で必要とされる手続きの履践並びに前条第2項の住民の依頼及び承諾の取得のため、相互に協力するものとする。

（被害認定の判断）

第5条 甲は、本調査結果の利用の有無にかかわらず、甲の判断により災害に係る住家の被害認定を行うものとする。

2 甲は、本調査結果の利用に関連して甲またはその住民に損害または損失が生じた場合であっても、乙

に故意または重過失がない限り、乙に対して損害または損失の賠償または補償を求めないものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、甲又は乙のいずれから本協定を終了する旨の通知がない場合には、本協定の有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 本協定を終了しようとするときは、相手方に対し、前項に定める有効期間が満了する日の30日前までに書面により通知するものとする。

（秘密の保持）

第7条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持するものとする。甲及び乙は、法令に基づく場合を除き、秘密情報を第三者へ開示、提供、公表または漏洩等してはならないものとする。

2 甲または乙が法令に基づいて秘密情報を第三者に開示等した場合、相手方に対し、開示した内容及び被開示者その他必要な事項を通知するものとする。ただし、法令により相手方に通知することができない事項については、この限りではない。

（協議）

第8条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項または本協定の解釈に関し疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行い、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年1月9日

甲 山形県米沢市金池5丁目2番25号
米沢市
米沢市長

近藤 洋介



乙 山形県山形市旅籠町3丁目2番10号
三井住友海上火災保険株式会社 山形支店
山形支店長

明石 昌樹

